

コンテナくん蒸された畜産物の労働安全対策に係る輸入検査要領

平成21年4月1日 21動検第20号

平成22年10月15日 22動検第660号

仕出地において衛生害虫の駆除を目的としてコンテナ詰め状態でくん蒸に使用される薬剤の中にはホルムアルデヒド、燐化水素等人体に有害なものもあり、かつ、当該コンテナの我が国到着後においてもくん蒸薬剤がコンテナ内に残留している事例が確認されている。

このため、家畜防疫官の危害防止と的確な輸入検査を行うため、畜産物のコンテナ検査については「畜産物の輸入検査要領」（平成22年10月15日付け22動検第660号）及び本要領に基づき実施することとする。

1 輸入検査申請に係る事前指導と書類審査

(1)家畜防疫官は、畜産物を輸入しようとする者（代理人を含む。以下「輸入者」という。）に対し、輸入申請に係る畜産物が次のいずれかに該当するものは、当該申請書備考欄に「コンテナくん蒸実施」の旨記載するとともに、コンテナくん蒸に係る関係書類を添付して提出するよう指導すること。

ア 輸出検査証明書等の関係書類にコンテナくん蒸を実施した旨の記載があるもの。

イ コンテナにくん蒸を実施した旨の表示のあるもの。

ウ その他、仕出国（コンテナくん蒸を実施した国をいう。以下同じ。）において、コンテナくん蒸を実施した旨の情報を入手しているもの。

(2)家畜防疫官は、輸入者から提出された輸入検査申請書等の書類審査に当たっては、検査申請に係る畜産物のコンテナ収納の有無について十分精査すること。

2 残留ガス濃度測定と輸入者への指示

上記1の書類審査の結果、コンテナに収納された畜産物が、次の(1)のいずれかに該当するときは、当該輸入者に対して(2)の指示を行うこと。

(1)残留ガス濃度測定の対象物

ア 上記1の(1)のア、イ及びウ。

イ 輸入検査申請に係る物と同一種類であって、かつ、同一の仕出地からの畜産物が過去においてコンテナくん蒸を実施されているもの。

(2)輸入者への指示

ア コンテナ内の残留ガス濃度測定

(ア)残留ガス濃度測定は、輸出国証明書等の関係書類からくん蒸使用薬剤が不明な場合には、過去のくん蒸事例等を勘案の上、複数の薬剤について実施すること。

(イ)残留ガス濃度測定を実施する場合は、家畜伝染病予防法第40条第3項に基づいて指定した場所であって、当該場所の立地及びその他の物の蔵置状況並びに必要な防疫上の指示を行うことにより、残留ガス濃度測定及び下記イの残留ガスの搬出作業を防疫的に安全に実施でき

る場所とすること。

イ 残留ガスの排出と再測定

残留ガス濃度測定の結果、各くん蒸薬剤について別表に掲げる濃度のいずれか低い濃度以上の薬剤残留が確認された場合は、上記(2)のアの(イ)の場所で残留ガスを排出し、残留ガス排出後、ガス濃度を再測定すること。

ウ 残留ガス濃度測定及び排出作業実施者

残留ガスの濃度測定及び排出は、ホルムアルデヒド等の測定及び排出作業について十分な経験と技術を有する者としてすること。

(3) 動物検疫所への報告

上記(2)のア又はイの残留ガス濃度測定の結果、各くん蒸薬剤の残留濃度が別表に掲げる濃度のいずれか低い濃度未満であることを確認した場合には、別記様式1により輸入検査申請書を提出した動物検疫所へ報告すること。

3 現物検査

(1) 現物検査は、上記2の(3)の報告を確認の上実施すること。

(2) 家畜防疫官は、現物検査のため検査場所に出向いた際、次の事例に遭遇した場合は、現物検査を行うことなく輸入者に対し、上記2の(2)及び(3)の指示を行い、現物検査は上記(1)により実施すること。

ア コンテナ外表にガスくん蒸した旨の表示を認めた場合。

イ 輸入者から現物検査に先立って行うコンテナ開扉作業時に薬剤残渣を認める等、ガスくん蒸を実施した疑いがある旨の報告を受けた場合。

4 検査実施状況の取りまとめと報告

前項2の実施状況の報告については、「検疫業務報告作成要領の制定について」（平成21年4月1日付け21動検第29号）の別添「検疫業務報告作成要領」により報告すること。

別記様式

平成 年 月 日

動物検疫所長 殿

コンテナくん蒸されたコンテナの残留ガス測定報告書

申請者住所氏名

(法人の場合には、その名称
及び代表者の住所氏名)

作業実施者

住所氏名

仕出国においてコンテナくん蒸されたコンテナのくん蒸薬剤濃度残留測定を実施したので、下記のとおり報告します。

記

1. 申請番号
2. 種類
3. 数量及びコンテナ本数 トン (本)
4. 仕出国
5. 搭載船舶及び搭載年月日
6. 検査場所(ガス排出場所)
7. 使用くん蒸剤 : ホルムアルデヒドガス 燐化水素 臭化メチル
その他 ()
8. 仕出国におけるくん蒸実施の確認方法
 - A. 輸出国の検査証明書等にくん蒸実施の旨記載のあったもの。
 - B. コンテナにくん蒸実施の標示があったもの。
 - C. 輸出国の検査証明書等以外の申請書類にくん蒸実施の旨記載のあったもの。
 - D. その他(具体的に記入)

9. 残留ガス濃度測定状況

コンテナ番号	シール番号	ガス濃度測定(排出前)		ガス濃度測定(排出後)	
		残留濃度 (ppm)	排出 年月日		

(注) 7及び8については、該当するものを○で囲むこと。

9については、現物検査を実施するコンテナについて記載すること。

別表 主なくん蒸薬剤と許容濃度

基準／くん蒸薬剤	*燐化水素	**臭化メチル	**シアン化水素	**ホルムアルデヒド
許容濃度 (ppm) (mg/m ³)	0.3 (0.42)	1 (4)	3 (3)	0.1 (0.1)

(注) *は、(社)日本産業衛生学会の勧告

**は、特定化学物質障害予防規則に基づく許容濃度